

野辺地町若者定住促進家賃補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若い世代の移住定住を促進し、活力のあるまちづくりを進めることを目的とし、町内の民間賃貸住宅へ入居した者に対して、当該年度の予算の範囲内において野辺地町若者定住促進家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和五十六年野辺地町規則二号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し自己の居住用に供する住宅で次の住宅を除くもの
 - ア 町営住宅等の公的賃借住宅
 - イ 社宅、官舎又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅
 - ウ 申請人以外が契約した賃貸借契約に基づく住宅
 - エ 申請人及び申請者の配偶者の2親等以内の親族が所有し、又は居住する住宅
 - オ その他町長が不適切と認める住宅
- (2) 家賃 賃貸借契約書に定められた貸借料で、管理費、公益費、駐車場使用料等の直接住宅の貸借料とはならないものを除いた金額
- (3) 移住者 補助金申請年の3月1日以降、就業等により青森県外から野辺地町に転入し、補助金申請年度末において申請人及び同居人が満40歳未満の者で引き続き野辺地町に居住する意思のある者

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 申請人が移住者であって、かつ、補助の対象となる賃貸住宅の賃貸借契約に係る賃借人であること。
- (2) 野辺地町に継続して定住する意思がある者、若しくは定住を考えている者であること。ただし、転勤等により一時的に野辺地町に在住する者を除く。
- (3) 申請時において勤務先等との正規雇用契約を1年以内に締結している者又は、1年以内に起業した事業主である者。
- (4) 移住者全員に町税等の滞納がないこと。
- (5) 移住者全員が当該賃貸住宅に住所を有すること。
- (6) 公的制度による家賃補助を受けていないこと。

- (7) 野辺地町に住宅を所有していないこと。
- (8) 野辺地町暴力団排除措置要綱（平成24年野辺地町訓令甲第3号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- 2 補助金の交付を受けようとする移住者は、町が前項に規定する要件を確認するために関係機関へ照会することに同意するものとする。
- 3 移住者が公務員（国家公務員及び地方公務員における特別職、一般職）である場合は、補助対象者とししない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、家賃月額から勤務先等より支給される住居手当等を差し引いた額とする。ただし、上限は月額20,000円とする。

（補助金の交付期間）

- 第5条 補助金の交付対象期間は、補助金の交付を申請した年度の末までとする。
- 2 補助金は、交付申請した日の翌月から交付する。
 - 3 第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったときは、当該月分以降の補助金は交付しない。
 - 4 補助金の交付申請は、各補助対象者につき1回限りとする。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野辺地町若者定住促進家賃補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 賃貸住宅の賃貸契約書の写し
 - (2) 雇用状況証明書兼住居手当支給証明書（様式第2号）
 - (3) 起業したことが分かる書類（起業の場合のみ）
 - (4) 定住誓約書（様式第3号）
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の交付申請は、第3条に規定する交付要件を満たしたときから原則3ヵ月以内に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

- 第7条 町長は前条による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、野辺地町若者定住促進家賃補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。
- 2 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の交付申請書に記載した内容に変更が生じたときは野辺地町若者定住促進家賃補助金交付申請変更届出

書（様式第5号）により速やかに町長に届け出なければならない。

（補助金の交付）

第8条 補助事業者は、野辺地町若者定住促進家賃補助金請求書（様式第6号）に家賃を支払ったことが分かる書類を添えて、町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、該当した日に属する月以降、補助金交付決定を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があると認めた場合

（2） 2ヵ年に満たずに当該賃貸住宅から退去する場合

2 町長は、前項の決定をしたときは、野辺地町若者定住促進家賃補助金取消通知書（様式第7号）により当該補助事業者に対し通知するものとする。

3 第1項の規定により、交付決定を取り消された者は、以後、補助金を申請することはできない。

（補助金の返還）

第10条 町長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、野辺地町若者定住促進家賃補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めて、当該補助金の全額の返還を命じるものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者が、前項の規定により返還を求められたときは、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の野辺地町若者定住促進家賃補助金交付要綱第5条第1項の規定により交付を受けているものについては、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。